

平成 26 年 5 月 1 日
改訂 平成 28 年 2 月 1 日
改訂 平成 28 年 6 月 9 日

平成 28 年度糸魚川市立大和川小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立大和川小学校

はじめに

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、この「糸魚川市立大和川小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にあたる他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第 2 条より）

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、全ての「児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤ 保護者・地域住民に、学校がいじめの防止等の取組について、理解と強力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体をとおして、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会（生徒会）活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 児童対象のいじめアンケート調査（6月、11月、2月、随時）
- ・ 児童対象の教育相談を通じた調査（6月、11月、2月、随時）
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（6月、11月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 厚生員

田村校長、岩月教頭、藤澤生活指導主任、佐藤邦特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、教育相談員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者とする。

③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録の共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を取るなど組織的に対応するための中核となる。

④ 取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめの未然防止に関すること（ネットモラルの指導等）
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者地域住民の理解を深めること
- ・ いじめの発生時の対応に関すること
- ・ 会議は定例会を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
(直ちに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。)
- ② いじめを受けていた場合は、直ちにやめさせ、いじめを受けた児童を確実に保護する。
必要に応じて別室での確保を行う。(直ちに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。)
- ③ 当該情報を基に、その日のうちに組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ④ その日のうちに市教育委員会へいじめの第一報を入れる。
- ⑤ いじめを受けた児童と加害児童、見ていた児童から、複数の教師で状況を聞き取る。
(聞き取り後、結果を学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。)
- ⑦ いじめを受けた児童への適切な対応を行う。場合によっては、関係機関からの支援を受ける。
- ⑧ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の意志を確認する。
- ⑨ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑩ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる有希を持つよう指導する。
- ⑪ いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を説明する。
- ⑫ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑬ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑭ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

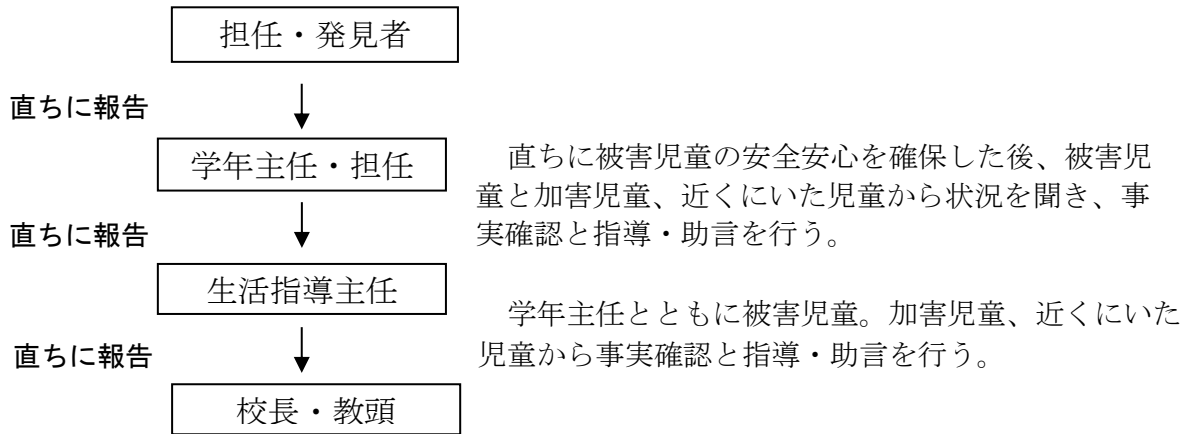
市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
 - イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
 - オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

《報告・指導の基本的流れ》



直ちに被害児童の安全安心を確保した後、被害児童と加害児童、近くにいた児童から状況を聞き、事実確認と指導・助言を行う。

学年主任とともに被害児童、加害児童、近くにいた児童から事実確認と指導・助言を行う。

開催指示（当日中に開催）

校内いじめ問題対策委員会

＜対応協議（担任・発見者含めて）＞

- ① 事実確認・報告
- ② 被害児童へのケアについて
- ③ 加害児童への指導について
- ④ 被害児童保護者への報告・謝罪について
- ⑤ 加害児童保護者への報告・助言について
- ⑥ 学級への指導、学年への指導、全体への指導
- ⑦ 保護者への啓発
- ◎ 市教委への報告（第一報を） ◎ 全職員への周知

※ 注意事項

- ・被害者の意向を大切に
- ・名前を出してよいか
- ・夜、土日動いてよいか

対応（当日中に）スクールカウンセラー等を含めて

担任・学年主任・養護教諭・スクールソーシャルワーカー（SC）他

校長・教頭・担任

- ・加害児童の状況の見取りと心のケアを実施
- ・加害児童の状況の見取りと指導を実施

直ちに報告

生活指導主任

直ちに報告

校長・教頭

教頭・担任等

- ・ 害児童保護者（被害児童同席）への報告・謝罪を家庭訪問により実施
- ・ 加害児童保護者への報告・助言を家庭訪問により実施
- ・ 市教育委員会への報告
- ・ 場合によっては、PTA会長、副会長へ報告

教頭

↓ 後日（翌日、月曜日、月曜日）

学級担任・学年主任・生活指導主任

校長

—————▶ 学級・学年・全校で再発防止の指導

—————▶ PTA会長、副会長、学年役員に報告、相談（保護者会の開催と再発防止への協力）

—————▶ 保護者会等で再発防止の啓発を実施

—————▶ 学校だより（PTAだより）で、再発防止の記事を掲載

